

地方自治関連立法動向研究33

地方税法等の一部を改正する法律 (令和2年3月31日法律第5号)

森 稔 樹

1. はじめに

2012（平成24）年12月26日の発足以来、7年8か月半程続いた安倍晋三内閣（第2次安倍内閣～第4次安倍第2次改造内閣）は、2020（令和2）年9月16日に終止符を打った。

従って、2020年度税制改正は第2次以降の安倍内閣の下における最後の税制改正である。その一環としての「地方税法等の一部を改正する法律」（以下、地方税法等改正法）は、第201回国会会期中の2020年2月4日に内閣提出法律案第6号として衆議院に提出され、3月27日に参議院本会議で原案通りに可決・成立し、同月31日に法律第5号として公布され、一部の規定を除いて4月1日に施行された⁽¹⁾。地方税法等改正法は「所得税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第3号、令和2年3月31日法律第8号。以下、所

(1) 地方税法等改正法に関する文献として、衆議院調査局総務調査室『地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）について〔第201回国会（常会）総務委員会参考資料〕』（2020年2月）、沼澤弘平「政府税制調査会の動き（答申『経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方』について）」地方税2019年12月号11頁、総務省自治行政局企画課他「令和2年度地方税制改正を巡る議論について」地方税2020年1月号10頁、西村高則「『令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見』について」同99頁、卯田圭吾「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」地方税2020年2月号12頁、市川康雄他「令和2年度税制改正における地方税法改正法案の解説」地方税2020年3月号8頁、関出英之「令和2年度地方税制改正と今後の課題」地方税2020年4月号2頁、矢野康治「令和2年度税制改正案」租税研究2020年3月号40頁、関出英之「令和2年度地方税制改正について」同83頁、総務省自治行政局調整課「第201回国会で成立した地方財政関係法律等の概要」地方財政2020年7月号66頁、「特集 令和2年度税制改正の要点」税2020年2月号9頁、「特集 令和2年度地方税制の改正」税2020年4月号9頁、「特集 問答解説 令和2年度地方税法の改正」税2020年5月号9頁などがある。

得税法等改正法)と密接な関連を有するとともに、地方税法を初めとする法律に関して多くの改正点を含んでいる。

2020年度税制改正は、国税について法人税法における連結納税制度の見直し、所得税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直しなどを主な内容とし、地方税について所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し、発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しなどを主な内容とする。

そこで、本稿においては、主要な改正点に対象を絞り、地方税法等改正法の内容を中心に、衆議院総務委員会および参議院総務委員会での法律案の「審査」における議論も併せ、検討を行う⁽²⁾。

2. 法律案が提出されるまでの動向

〔1〕2020年度税制改正の目的

2019(令和元)年12月12日の「令和2年度税制改正大綱」(自由民主党、公明党。以下、2020年度与党税制改正大綱と記し、他年度のものについては20XX年度与党税制改正大綱と記す)は、税制改正の「基本的考え方」として「デフレ脱却と経済再生」、「中小企業等の支援、地方創生」、「経済のグローバル化・デジタル化への対応」、「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」および「円滑・適正な納税のための環境整備」をあげる⁽³⁾。このうち、「デフレ脱却と経済再生」に対応するのが「オープンイノベーションに係る措置」(法人税における所得控除。法人住民税および法人事業税についても法人税に準ずる)、第5世代移動通信システム(5G)、「連結納税制度の見直し」などであり、「中小企業等の支援、地方創生」に対応するのが「中小企業とベンチャー企業の協働によるイノベーション」の推進や「所有者不明土地等に関する固定資産税の課題への対応」などである、とされる。また、「経済

(2) なお、2020年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年4月30日法律第25号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年4月30日法律第26号)が公布され、後者の一部の規定を除いて即日施行された。

(3) 2020年度与党税制改正大綱2頁。

社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」に対応するのがNISA制度の見直しおよび延長、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し」などである。

一方、「令和2年度税制改正の大綱」（2019年12月20日閣議決定。以下、2020年度政府税制改正大綱）は、2020年度税制改正の目的を「持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う」と表現する⁽⁴⁾。

そして、地方税法等改正法案の提案「理由」によると、2020年度税制改正のうち、地方税に関する主要部分は「所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行う」とまとめられる。2020年2月18日の衆議院総務委員会における高市早苗総務大臣による趣旨説明も同旨である⁽⁵⁾。

〔2〕法律案提出までの経緯

（1）経済財政諮問会議

毎年、経済財政諮問会議がまとめる「経済財政運営と改革の基本方針」は、翌年度の予算の編成や税制改正の指針としての意味を有する。その2019年版である「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（2019年6月21日閣議決定。以下、「骨太の方針2019」）は、目標とされるSociety 5.0の実

（4） 2020年度政府税制改正大綱1頁。

（5） 「第201回衆議院総務委員会議録第4号（令和2年2月18日）」20頁を参照。なお、職名、所属会派（政党）、会派（政党）名は、本稿執筆時においてその職または会派（政党）に留まるものも含め、原則として2020年1月20日から3月27日までの期間におけるものである。

現のためのルール作りや5G整備などを図るとする⁽⁶⁾。また、「骨太の方針2019」は「誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、「人生100年時代の到来を見据え」た上で「年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方を自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大しながら、全世代型社会保障を実現していく」ことも基本政策の一つとする⁽⁷⁾。さらに、「骨太の方針2019」は「税制改革」についてもこのような視点を貫き、「個人所得課税や資産課税について、人生100年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める」こと、「個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める」こと、「ICTの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する」ことなどをあげる⁽⁸⁾。

(2) 政府税制調査会

政府税制調査会が2019年9月26日にまとめた「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（以下、「政府税調答申」）は、「令和時代の税制のあり方」として「持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を目指す経済財政政策を踏まえて、『公平・中立・簡素』を基本としつつ」、「人口減少・少子高齢化」、「働き方やライフコースの多様化等」、「経済のグローバル化やデジタル化等」、「デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現」および「持続可能な地方税財政基盤の構築」という課題に対応する税制を構築する旨を述べる⁽⁹⁾。

地方税制に関わる部分を概観するならば、まず「働き方やライフコースの多様化等」との関連において「個人所得課税における諸控除の見直し」が重要である。「政府税調答申」は「我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本

(6) 「骨太の方針2019」3頁、8頁。

(7) 「骨太の方針2019」3頁。

(8) 「骨太の方針2019」71頁。

(9) 「政府税調答申」8頁。

型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた」ために「基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている」として、「今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める」、「収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある」と述べ、企業年金や個人年金などに関する課税の扱い方について検討の必要性を指摘する⁽¹⁰⁾。

次に、「デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現」については、「地方税におけるICTの活用等については、納税者の利便性向上、課税当局の業務効率化・省力化はもちろんのこと、国税・地方税間の連携がより一層、円滑になることで、適正・公平な課税の確保にも資することや、地方税務手続の電子化が結果的に地方公共団体ごとに異なる様式の統一化、社会的なコストの低減につながることから、地方公共団体の実情に配慮しつつ、国及び地方公共団体が協力しながら積極的に進めていく必要がある」とした上で、「地方税共通納税システムの利用促進に努めるとともに、今後、当該システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化や、主として個人向けの収納手段に係るICT環境の変化に対応した更なる多様化など、地方税務手続の電子化の推進について、早期に地方公共団体と情報を共有するなど、計画的な対応が重要であることにも留意しながら、引き続き、検討していくべきである」と述べる⁽¹¹⁾。

この他、「政府税調答申」は「持続可能な地方税財政基盤の構築」として個人住民税、法人事業税、地方消費税および固定資産税に言及する。2020年度税制改正の内容に関連する事項への具体的な言及はないが「法人事業税の外形標準課税は、応益課税としての性格の明確化や税収の安定化等に資するものであり、今後もそのあり方について検討を行っていく」ことなど、「様々な経済社会の構造変化によって生じる課題に対し、応益課税の原則や各税目の性格等を踏まえつつ、引き続き、地方税について

(10) 「政府税調答申」9頁。

(11) 「政府税調答申」22頁。

も対応を検討していくこと」が必要であると述べる⁽¹²⁾。

(3) 地方財政審議会

2019年11月19日、地方財政審議会は「令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（以下、「地財審意見」）をまとめた。以下、項目ごとに概観する。

① 地方法人課税

「地財審意見」は、まず、2019年度与党税制改正大綱において検討事項の一つとされた「収入金額による外形標準課税」のあり方⁽¹³⁾について頁を割いている。

電気供給業については、2020年度から送配電事業との法的分離が義務化される。また、ガス供給業については、2022年度から導管事業との法的分離が義務化される。これにより、電気供給業およびガス供給業について採用されている法人事業税の収入割（地方税法第72条第5号、同第72条の2第1項第2号）を「存置する必要性に乏しい」として、経済産業省より「一般の競争下にある事業と同様の課税方式」に変更する旨の要望が出されている⁽¹⁴⁾。

これに対し、「地財審意見」は、電気供給業およびガス供給業について収入割が採用される理由を述べつつ、「送配電事業・導管事業は、引き続き、総括原価方式による規制料金・地域独占が残る」、「発電事業は、原子力発電所を始めとする大規模発電施設など一般的に事業規模や周辺環境への負荷が大きく、多大な行政サービスを受益している状況に何ら変わりがない」、「大規模発電施設は大手電力会社が独占しており、新規電力事業者がこうした大規模発電施設を建設し参入することは困難である」などの理由をあげ、「要望が仮に実現した場合、応益課税としての性格を著しく損なうことに加え、全都道府県での大幅な減収、さらに市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながり、特に我が国の電源開発に多大な貢献をし、今後も重要な役割を果たすことが期待される電源立地都道府県を中心に大きな減収が生じる」などとして「引き続き、外形標準課税である収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきである」と主張する⁽¹⁵⁾。

(12) 「政府税調答申」24頁、25頁。

(13) 2019年度与党税制改正大綱122頁。

(14) 経済産業省「令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項」2-1頁、2-2頁、3-1頁。

(15) 「地財審意見」8頁。全国知事会「収入金額課税制度の堅持に関する緊急提言（令和元年10月18日）」も同旨。

続いて、「地財審意見」は「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」（以下、「企業版ふるさと納税」）を取り上げ、「企業と地方自治体の連携を強化するための支援策として効果的なものであり」、「本税制を活用して移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている」と評価する。その上で「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）」を参照し、「企業が寄附を行いたいときに地方自治体において柔軟な受入れが可能となるよう検討を進めるべきである。また、税額控除割合を拡大する場合には、地方税と国税が協調して企業のインセンティブ効果を高めるよう検討を進めるべきである」と提言する⁽¹⁶⁾。しかし、内閣府は「企業版ふるさと納税」を「活用している地方公共団体数は414団体（23.7%）」であることを認めており⁽¹⁷⁾、企業や地方公共団体が「企業版ふるさと納税」の拡充および延長を求めるから適用期限の延長や税制優遇措置の拡充等へ直ちにつなげてよいか否かは、「地財審意見」も懸念するモラルハザードの点を含め、議論の余地がある。

② 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

既に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行されているが、それは問題解決のための第一歩にすぎない。「地財審意見」は「固定資産税の課税実務においても、所有者情報の把握の円滑化等の課題があり、これらについても早急な対応が必要であり、具体例として「土地や家屋について、登記簿上の所有者が賦課期日時点で死亡しており、相続登記がなされていない場合には、『現に所有している者』（通常は相続人）を課税庁が調査し、納税義務者として認定して課税することとなるが、『現に所有している者』を把握するための相続人調査等に多大な負担が生じており、賦課徴収上の支障となっている」と指摘する⁽¹⁸⁾。また、「地財審意見」は、地方税法第343条第4項（当時）によれば土地の所有者が不明である理由が震災等でなければ使用者を所有者とみなして課税できないから同項の「適用範囲の拡大等の措置を検討することが考えられる」と述べる⁽¹⁹⁾。

③ 地方税の電子化の推進

基本的な立場は「政府税調答申」と同様であり、「地方税務手続におけるICT

(16) 「地財審意見」9頁、10頁。

(17) 内閣府「令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項」10－1頁。

(18) 「地財審意見」10頁。

(19) 「地財審意見」11頁。

の活用等については、納税者の利便性向上、課税当局の業務効率化・省力化はもちろんのこと、国税・地方税間の連携がより一層、円滑になることなど、適正・公平な課税の確保にも資する」などと評価する。その上で「今後も、eLTAxを活用した、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる」、「地方税共通納税システムをはじめとするeLTAxの利用は、納税者のメリットが大きいことから、地方自治体においては、周知広報による納税者への更なる普及を行うべきである」、「納税者や地方自治体から改善の要望が強いeLTAxによる固定資産税（償却資産）の電子申告については、複数の地方自治体への一括申告の拡大やエラーチェック機能の強化など、納税者・地方自治体双方にメリットのある申告事務手続の効率化を図るべきである」などとまとめられている⁽²⁰⁾。

④ 個人住民税

「地財審意見」は「個人住民税における働き方やライフコースの多様化等への対応」として「今後、働き方の多様化や労働市場の流動化、ライフコースの多様化等が一層進むことが予想される中で、こうした経済社会構造の変化を踏まえた個人所得課税の見直しに向けた議論が進展すると考えられるが、その見直しにあたっては、公平で中立的な税制を構築することと併せ、個人住民税の性格や役割も十分に踏まえることが重要である」と述べる⁽²¹⁾。しかし、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直しに全く言及していない。所得税とセットの改正であるからという理由も考えられるが、何らかの意見を示す必要があったのではなかろうか。

一方、「ふるさと納税」については、2019年「6月1日に新たなふるさと納税指定制度が施行され、各地方自治体の適切な理解の下、過度な返礼品が提供される事態が収束し、以前の状況に比べ、健全かつ公平な制度運用が行われているものと認められる」とした上で、「各地方自治体においては、引き続き、自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行い、広く国民や都市部の地方自治体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要である」、「地方自治体において、クラウドファンディング型（目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に寄附金を募る手法）のふるさと納税など、それぞれの地域資源を最大

(20) 「地財審意見」12頁、13頁。

(21) 「地財審意見」14頁。

限活用し、これまで以上に創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが重要であり、こうした取組を促進すべきである」と述べる⁽²²⁾。

筆者は、これまで個人版の「ふるさと納税」について批判的な意見を述べてきた⁽²³⁾。いかに「自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行い」、「これまで以上に創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが重要である」としても、「ふるさと納税」が「地財審意見」も拠って立つはずの個人住民税の「地域社会の会費的性格」を弱め、住民自治の原則に反し、負担分任の原則（地方自治法第10条第2項）に反するという根本的な問題は変わらない。また、歳入（収入）の努力をすることは必要であっても、歳出（支出）にも注目しなければ、地方公共団体の財政運営を評価する意味がなくなる。個人版、企業版を問わず「ふるさと納税」が「公平で中立的な税制」に値するのか、検証の必要はあるのではないか⁽²⁴⁾。

〔3〕2020年度政府税制改正大綱まで

自由民主党税制調査会における勉強会は2019年11月12日および同月19日に行われており、同月21日に同税制調査会および公明党税制調査会の総会がそれぞれ開かれた。その後、12月12日まで自由民主党税制調査会正副・顧問・幹事会、小委員会などが行われ、財務省および総務省からの説明聴取などを経て審議が繰り返された。与党間の意見調整も11月28日、12月5日、同月10日、11日および12日に行われ、12日に2020年度与党税制改正大綱が決定された。そして、同月20日には2020年度政府税制改正大綱が閣議決定された⁽²⁵⁾。

(22) 「地財審意見」14頁、15頁。

(23) 拙稿「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）」本誌446号（2015年）58頁、同「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第2号）」本誌494号（2019年）32頁を参照。

(24) 「特集 検証 ふるさと納税 不指定取消請求事件最高裁判決から考える制度のあり方」税2020年9月号9頁以下に掲載された諸論文も参照。

(25) 総務省自治行政局企画課他・前掲注(1)11頁、衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)2頁。

3. 地方税法等改正法（案）の概要

地方税法等改正法は、地方税法の他、航空機燃料譲与税法、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、森林環境税法）、「特別法人事業税及び特別法人事業税に関する法律」（以下、特別法人事業税法）、地方自治法、地方交付税法、「特別会計に関する法律」（以下、特別会計法）などの法律の一部を改正する趣旨の規定により構成される。

〔1〕 発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し

前述の通り、電気供給業およびガス供給業については、法人の収入金額を課税標準とする収入割が実施されていた（改正前の地方税法第72条の2第1項第2号）。2020年度与党税制改正大綱は、電気供給業のうちの小売電気事業等および発電事業等に係る法人事業税について、収入割額のみでの課税から収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額による課税、または収入割額および所得割額の合算額による課税に改める旨を述べる⁽²⁶⁾。この内容は、地方税法等改正法第1条による地方税法第72条の2第1項、同第72条の12、同第72条の24の7、第72条の25などの改正、地方税法等改正法第7条による特別法人事業税法第7条への第5号の追加として実現された（地方税法等改正法附則第1条柱書により、2020年4月1日に施行）。

改正により、地方税法第72条の2第1項第2号にいう電気供給業から小売電気事業等および発電事業等が除かれた。その上で、小売電気事業等および発電事業等については、資本金または出資金の額が1億円以下の法人であれば収入割額（標準税率は0.75%）および所得割額（標準税率は1.85%）の合計により、資本金または出資金の額が1億円を超える法人であれば収入割額（標準税率は0.75%）、付加価値割額（標準税率は0.37%）および資本割額（標準税率は0.15%）の合計により、法人事業税が課される（同第3号、同第72条の24条の7新第3項）。

また、収入割額により法人事業税を課される法人に対して、基準法人収入割額に30%の税率を乗じて得られた金額が特別法人事業税として課されるが（特別法人事業

(26) 2020年度与党税制改正大綱81頁。2020年度政府税制改正大綱64頁も同旨。一方、ガス供給業については引き続き検討課題とされた（2020年度与党税制改正大綱104頁）。

税法第7条第4号)、小売電気事業等および発電事業等を営む法人については基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得られた金額が特別法人事業税として課される(同第5号)。これは「特別法人事業税の規模を確保する観点」によると説明されるが⁽²⁷⁾、以上の改正による法人事業税の減収額が約175億円と見込まれるため⁽²⁸⁾、これを補填するための改正であると考えてよい。

〔2〕「企業版ふるさと納税」

2020年度与党税制改正大綱は「志のある企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため」として、「企業版ふるさと納税」に関する手続の「抜本的な簡略化・迅速化」を図り、税額控除割合を三割から六割に引き上げ、適用期限を5年延長する旨を述べる⁽²⁹⁾。より具体的には、次のとおりである。

法人税については「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度」の適用期限を2025年3月31日まで延長し、税額控除限度額を、支出した寄附金の額の合計額の40%(改正前は20%)から、その寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額(上限は10%)とする(所得税法等改正法第15条による租税特別措置法第42条の12の2第1項の改正。所得税法等改正法附則第1条柱書により、2020年4月1日より施行)。

法人住民税法人税割額および法人事業税額についても、特別控除制度の適用期限を2025年3月31日まで延長する。その上で、税額控除率を、法人道府県民税法人割については5.7%(改正前は2.9%)、法人市町村民税法人税割については34.3%(改正前は17.1%)、法人事業税については20%(改正前は10%)とする(地方税法等改正法第1条による地方税法附則第8条の2の2および第9条の2の2の改正。地方税法等改正法附則第1条柱書により、2020年4月1日より施行)。

国税、地方税のいずれについても「認定地方公共団体の受領する寄附金とその寄附金に関連するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業費を上回った場合の適正化措置が講じられることを前提に、認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共

(27) 総務省「地方税法等の一部を改正する法律案の概要」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000679672.pdf) 2頁による。

(28) 2020年度政府税制改正大綱101頁。

(29) 2020年度与党税制改正大綱6頁。

団体に対して支出する寄附金を対象寄附金とする」ものとされ、「地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続の簡素化を行う」とされる⁽³⁰⁾。

〔3〕所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

固定資産税の納税義務者は、賦課期日である1月1日（地方税法第359条）の時点における固定資産の所有者、および、質権または100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地の質権者または地上権者である（同第343条第1項）。ここで所有者とは、土地または家屋については登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録される者であり（同第2項前段）、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録される者である（同第3項）。この原則は維持されるが、所有者不明土地問題に対処するための修正を加えられた。

まず、土地または家屋について登記簿等において所有者として登記等がなされている個人が死亡している場合には、その土地または家屋を現に所有している者が所有者として扱われるが（同第2項後段）、申告については制度化されていなかった。地方税法等改正法第1条によって地方税法に追加された第384条の3は「市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（中略）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる」と定め、現に所有している者に申告義務を課すか否かを条例に委任する。これは、市町村によって固定資産税に係る調査の対象件数が異なることによるものであり、3か月という期間は相続放棄の熟慮期間を確保するという意味がある⁽³¹⁾。また、条例によって申告義務が課された場合に、現に所有している者が虚偽の申告を行ったときは、1年以下の懲役または50万円の罰金に処され（地方税

(30) 2020年度与党税制改正大綱70頁。2020年度政府税制改正大綱54頁も同旨。

(31) 市川他・前掲注(1)82頁。

法第385条第1項）、「正当な事由がなくて申告をしなかつた」ときは条例の定めるところにより10万円以下の過料が課される（同第386条）。以上の改正は、2020年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用される（地方税法等改正法附則第14条第6項）。

次に、固定資産について、相続登記がなされなかったことなどが原因となり、地方公共団体が住民基本台帳および戸籍簿等の調査、ならびに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査を尽くしたとしても、なお所有者が明らかにならない場合がある。これまでも震災、風水害、火災その他の事由によって固定資産の所有者の所在が不明である場合には、市町村がその固定資産の使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、使用者に固定資産税を課すことが認められた（改正前の地方税法第343条第4項）。しかし、震災などの事由が原因でない場合については規定が存在しなかった。

地方税法等改正法第1条は、地方税法第343条の各項を改正することによって固定資産の使用者を所有者とみなす場合を拡大した。とくに「市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない」と定める新第5項の追加が重要である（後段の趣旨は改正後の同第4項にも示される）。この場合の「使用者」は、継続して居住する実態がある者、継続して事業を営む者、継続して賃貸し、家賃などを受ける者などが想定されている⁽³²⁾。また、新第5項にいう「政令で定める方法」は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年3月31日政令第109号）による改正を受けた地方税法施行令第49条の2、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年3月31日総務省令第21号）による改正で地方税法施行規則に追加された第10条の2の12ないし第10条の2の14による。以上の改正は、2021年度以後の年度分の固定資産税について適用される（地方税法等改正法附則第14条第2項、同第3項）。

(32) 市川他・前掲注(1)83頁。

〔4〕 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

2019年度税制改正において「子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」が設けられ、2020年1月1日に施行された（実際には2021年度分以後の個人住民税について適用される）。しかし、所得税には同様の措置が設けられず、「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の可否等」については2020年度税制改正において結論を得ることとされていた⁽³³⁾。

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直しは、所得税および個人住民税所得割に共通しており、所得税法等改正法第1条による所得税法第2条第1項、同第81条、同第85条、同第87条などの改正、および地方税法等改正法第1条による地方税法第23条、同第24条の5、同第34条、同第292条、同第295条、同第314条の2などの改正として実現した⁽³⁴⁾。所得税については2020年4月1日に施行され（所得税法等改正法附則第1条柱書）、個人住民税については2021年1月1日に施行される（地方税法等改正法附則第1条第2号）。

まず、所得税については、所得税法等改正法第1条により、寡婦（寡夫）控除を定めていた所得税法旧第81条を第80条とした上で寡婦控除に改め（同第2条第1項第30号も参照）、35万円のひとり親控除を定める新第81条を追加する。ここで、ひとり親は改正後の同第2条第1項第31号において「現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」であり、「その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有する」、「合計所得金額が500万円以下である」、および「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがない」という要件を充足する者と定義される。「配偶者の生死の明らかでない者」については改正後の所得税法施行令第11条の2第1項において同第11条各号に掲げる者の配偶者と定義され、「その者と生計を一にする子」については改正後の同第11条の2第2項において「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする」

(33) 2019年度与党税制改正大綱121頁。拙稿・前掲注(23)本誌494号32頁も参照。

(34) 2020年度与党税制改正大綱14頁、37頁、44頁、2020年度政府税制改正大綱21頁、28頁も参照。未婚のひとり親に対する税制上の措置は、2019年度税制改正および2020年度税制改正に際して厚生労働省から要望された事項である（厚生労働省「平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項」9－1頁、同「令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項」11－1頁）。

と定義される。

次に、個人住民税所得割については、地方税法等改正法第1条により、地方税法第34条第1項第8号および同第314条の2第1項第8号に定められていた寡婦（寡夫）控除を寡婦控除に改め（26万円の控除額は変更されていない）、同第34条第1項および同第314条の2第1項に第8号の2を追加し、ひとり親の所得控除額を30万円とする。地方税法第23条第1項第11号および同第292条第1項第11号に示される寡婦の定義、ならびに同第23条第1項第12号および同第292条第1項第12号に示されるひとり親の定義は、所得税法第2条第1項第30号・第31号と同旨である。

以上の改正により、ひとり親控除が適用される場合と寡婦控除が適用される場合は、<表1-1>から<表1-4>に示すとおりである。

<表1-1> 改正前の個人住民税所得割における寡婦（寡夫）控除額（納税義務者が女性の場合）

配偶関係		死 別		離 別		
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無	26万円	—	—	—	

出典：総務省「個人住民税をめぐる最近の動向 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し【令和2年度税制改正】」（2020年）3頁より、筆者が作成。

<表1-2> 改正後の個人住民税所得割におけるひとり親控除額（赤字）および寡婦控除額（青字）（納税義務者が女性の場合）

配偶関係		死 別		離 別		未婚のひとり親	
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	—	26万円	—	—
	無	26万円	—	—	—	—	

出典：<表1-1>に同じ。

＜表 1－3＞ 改正前の個人住民税所得割における寡婦（寡夫）控除額（納税義務者が男性の場合）

配偶関係			死 別		離 別	
本人所得			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶 養 親 族	有	子	26万円	—	26万円	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

出典：＜表 1－1＞に同じ。

＜表 1－4＞ 改正後の個人住民税所得割におけるひとり親控除額（納税義務者が男性の場合）

配偶関係			死 別		離 別		未婚のひとり親
本人所得			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶 養 親 族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

出典：＜表 1－1＞に同じ。

以上の内容は、所得格差、子どもの貧困（未婚のひとり親世帯と深く関わる）など、長らく続く社会的問題への対処として評価しうる。しかし、所得制限の妥当性は脇に置くとしても、所得控除の額として十分なものであるか否かは議論の余地がある。むしろ、未婚のひとり親世帯の多くが貧困状態にあるという現実を踏まえるならば、所得控除より税額控除のほうが高い効果をあげられるのではないかと考えられる。税額控除とする必要性は「個人版ふるさと納税」よりもはるかに高い。また、施行に際しては個人情報保護にも十分な配慮を必要とすることにも注意を要する。

〔5〕 森林環境譲与税の見直し

森林環境税法の改正は地方税法等改正法第6条によるものであり、とくに森林環境譲与税の見直しが重要である。

まず、森林環境税法附則に第2条の2が追加される。これは、2020年度から2024年度までの譲与額を財政投融资特別会計の投資勘定から「交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与する」というものである（特別会計法附則第10条第3項も参照）。2020年度政府税制改正大綱は「令和2年度から

令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する」と述べ、2020年度から2024年度までの譲与額を増やすこととした⁽³⁵⁾。

譲与額の変更などを具体化したのが森林環境税法附則第3条各項の改正である。これにより、2019年度から2024年度までの譲与額および譲与割合が改められるとともに、2025年度から2032年度までの譲与額および譲与割合に関する規定が削除された。譲与額および譲与割合については<表2-1>および<表2-2>を参照されたい。

<表2-1> 森林環境譲与税の譲与額

年 度	譲与額	
	改正前	改正後
2020年度および2021年度	200億円	400億円
2022年度および2023年度	300億円	500億円
2024年度	森林環境税の収入額から200億円および特別会計法附則第4条第4項に規定する利子支払費用相当額の6分の1に相当する金額の合計額、ならびに当該年度における同附則第4条第2項および同第4項の規定による借入金、ならびに同第15条第1項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を控除した額	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

出典：2020年度政府税制改正大綱32頁を基に、筆者が作成。

(35) 2020年度政府税制改正大綱32頁。2020年度与党税制改正大綱49頁も同旨。なお、特別会計法附則第10条第3項は、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、2020年度から2024年度まで「公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる」と定める。

<表 2 - 2> 森林環境譲与税の譲与割合

年 度	市町村		都道府県	
	改正前	改正後	改正前	改正後
2020年度および 2021年度	80%	85%	20%	15%
2022年度および 2023年度	80%	88%	20%	12%
2024年度	80%	90%	20%	10%

出典：<表 2 - 1>に同じ。

4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方税法等改正法について、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を、項目毎に概観する。なお、便宜のため、法律案の提出から公布までの経過について、概略を示す。

衆議院議案受理年月日	2020年2月4日
衆議院付託年月日	2020年2月13日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	2020年2月28日（可決）
衆議院審議終了年月日	2020年2月28日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会／公明党／日本維新の会・無所属の会。反対会派：立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム／日本共産党／希望の党） ⁽³⁶⁾
参議院予備審査議案受理年月日	2020年2月4日
参議院議案受理年月日	2020年2月28日
参議院付託年月日	2020年3月11日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	2020年3月27日（可決）
参議院審議終了年月日	2020年3月27日〔可決。投票総数：242。賛成：160（自由民主党・国民の声／公明党／日本維新の会／みんなの党／会派に所属しない議員2名）、反対：82（立憲・国民、新緑風会・社民／日本共産党／沖縄の

(36) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCED62.htm

風／れいわ新撰組／碧水会／会派に所属しない議員3名)]⁽³⁷⁾

〔1〕衆議院総務委員会

衆議院総務委員会における高市総務大臣による地方税法等改正法の趣旨説明は、2020年2月18日に行われた。同月20日、27日および28日に審査が行われ、28日には高井崇志議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）および本村伸子議員（日本共産党）による反対討論が行われたが、採決の結果、起立多数により可決された。なお、採決の後、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党、日本維新の会・無所属の会および希望の党の五派共同提案による「持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件」が提出され、賛成多数で可決された⁽³⁸⁾。

（1）発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し

質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない。

（2）「企業版ふるさと納税」

務台俊介議員（自由民主党）が「個人版ふるさと納税」では「返礼品など寄附者への利益供与が認められ」るのに対して「企業版ふるさと納税」で禁止される理由を質した。これに対し、辻庄市政府参考人（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、内閣府地方創生推進事務局審議官）は「本税制は法人に対する政策税制でございまして、個人に比べ社会的にも影響力の大きい法人が地方公共団体の行政運営に影響を及ぼす事態にならないよう、規定を設けているところで」あり、「今回の制度改正におきましても、企業から地方公共団体へ健全な寄附が行われることを担保するため、この規定は維持している」と答弁した。また、務台議員は「税制であれば、中山間地などの地方に居住する場合には所得税が安くなる」、「東京に本社を置く大企業に特別の税を課す」、「一極集中是正税制のような議論が必要ではないか」と質した。これに対して、藤原崇内閣府大臣政務官は「都市部から地方へ人の流れを創出するこ

(37) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/201/201-0327-v009.htm>

(38) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第7号（令和2年2月28日）」14頁、15頁。

とは、第二期のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても引き続き基本目標の一つに掲げており」、「貴重な問題意識をいただきました」と答弁した⁽³⁹⁾。

(3) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

地方税法第343条や同第384条の3などに関する直接の質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない⁽⁴⁰⁾。

(4) 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない。

(5) 森林環境譲与税の見直し

① 譲与基準

長尾秀樹議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）が、2019年9月の譲与額⁽⁴¹⁾を示して人口による譲与割合（30%）の合理性を質した。これに対し、開出英之政府参考人（総務省自治税務局長）は「森林環境譲与税につきましては、都市部の住民を含めた国民全体の理解も得ていく必要があることから、木材利用の促進や普及啓発を用途の対象としており」、「都市部の地方団体が間伐材等の木材利用を進めることで、山間部における森林整備から都市部における木材利用までの間の好循環が生まれることが期待されて」いること、「多くの府県等で実施されている森林環境の保全等を目的とした超過課税において、平均すればおおむね三割程度を森林整備以外の事業に充てている状況に」あることを勘案したと答弁した。また、高市総務大臣は「今般の税制改正で、災害防止、国土保全機能強化などの観点から、

(39) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」3頁、4頁。井上一徳議員（希望の党）の質疑および辻政府参考人の答弁（同36頁）も参照。なお、本村議員の反対討論（「第201回国会衆議院総務委員会議録第7号（令和2年2月28日）」14頁）も参照。

(40) 但し、務台議員が「地域の景観をよりよくするための固定資産税制のあり方」を質した。これに対する齋藤洋明総務大臣政務官の答弁を含め、「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」4頁、5頁を参照。

(41) 総務省「令和元年度森林譲与税譲与額」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000668662.pdf）によると、9月期譲与額（市区町村）で最も多いのは横浜市で約7,104万円、次に浜松市で約6,067万円、最も少ないのは渡名喜村で約8,000円、次に北大東村で約13,000円である。

森林整備を一層促進するために、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を令和2年度から令和6年度までの5年間で2,300億円活用し、譲与税を前倒しで増額することとしておりますので、しっかり、各地方団体におかれましては、この増額の趣旨も踏まえて、森林整備などを一層推進していただきたいと考えております」と答弁した⁽⁴²⁾。

吉川元議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）も人口による譲与割合の高さを問題とし、「これだけ全国で災害が多発をして、また、森林が非常に今荒廃をしている、その対策を打つための、いわゆる森林を持つ地方の、小規模な自治体を含めて財源が非常に苦しいということを考えると、第1条の目的、趣旨に従えば、人口割の配分を低くして、そして林業需要の高い自治体に譲与額を増大させることが必要なのではないかというふうに考えます」と質した。これに対し、高市総務大臣は「森林環境譲与税の譲与基準につきましては、法律上の使途と相関が高い指標として定めております」とした上で、「譲与基準の見直しにつきましては、これは、昨年3月に衆参の総務委員会でも附帯決議をいただいております。森林環境譲与税を財源とした各地方団体の森林整備の取組や施策の実施状況を見きわめて検討してまいりたいと存じます」と答弁した⁽⁴³⁾。

岡島一正議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）も譲与割合の見直しについて質し、開出政府参考人は「地方譲与税の譲与基準につきましては、使途と関連する財政需要を反映した客観的な指標というものが必要であると考えており」、「林業費につきましては、各地方団体の判断により増額することが可能というものでもございますので、譲与基準として、中立性の観点からどうなのかという問題があることでありますとか、逆に小規模な町村におきましては、毎年度数値が大きく変動するといった問題もありますので、そういった観点から、現時点では難しい」と答弁した⁽⁴⁴⁾。また、岡島議員は横浜市2019年度予算における「木材利用の促進の予算」を例にあげて森林環境譲与税の使途について質した。これに対し、開出政府参考人は、2019年度については「約3割の団体が基金に積み立てるという調査

(42) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」8頁、9頁。

(43) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」17頁。太田昌孝議員（公明党）の質疑および開出政府参考人の答弁（「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」2頁）も参照。

(44) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」9頁。

結果で」あり、「制度開始初年度でもありまして、今後実施する事業について、地域での議論や必要な調査を行っている段階であること、また、複数年度をまとめて執行する予定であることなどにより、地域によってさまざまな事情があると承知しております」と答弁した⁽⁴⁵⁾。

② 公庫債権金利変動準備金の活用による森林環境譲与税の譲与額の増額

岡島議員は、森林環境譲与税の財源が「当初、特別会計からとなっていたものが、たった1年で公庫債権金利変動準備金になるということ」の理由を質した。これに対し、内藤尚志政府参考人（総務省自治財政局長）は、公庫債権金利変動準備金が「旧公営企業金融公庫から承継した資産、債務を管理する地方公共団体金融機構の管理勘定において、借りかえ時の金利変動リスクに備えて積み立てているもので」あり、「令和2年度に向けまして、準備金の活用可能額につきまして改めて精査をいたしまして、令和元年度末時点の準備金の残高でございますが、これも約6,000億が見込まれたところでございます。このうち、機構法上義務づけられている約3,400億円の積立額でございますとか、機構の資金繰り上必要となる手元資金を除きまして、約2,300億円の準備金を活用できるということでございます。これを全額、今回、森林環境譲与税の財源として活用した」と答弁した⁽⁴⁶⁾。

〔2〕衆議院本会議（2020年2月28日）

地方税法等改正法案および「地方交付税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第7号、令和2年3月31日法律第6号。以下、地方交付税法等改正法）の案は一括して議題とされた。大口善徳総務委員長の報告の後、吉川議員および本村議員による反対討論、足立康史議員（日本維新の会）による賛成討論を経て、地方税法一部改正法案は賛成多数で可決された⁽⁴⁷⁾。

〔3〕参議院総務委員会

参議院総務委員会における高市総務大臣による地方税法等改正法の趣旨説明は、2020年3月17日に行われた。同月18日および19日に審査が行われ、27日には伊藤岳議員（日本共産党）による反対討論が行われたが、採決の結果、賛成多数により可決さ

(45) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」9頁。

(46) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」9頁。

(47) 「第201回国会衆議院議録第8号（令和2年2月28日）」9頁、12頁。

れた。なお、採決の後、自由民主党・国民の声／立憲・国民・新緑風会・社民／公明党／日本維新の会の四派共同提案による「自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議」の案が提出され、賛成多数で可決された⁽⁴⁸⁾。

(1) 発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し

三浦靖議員（自由民主党）は「原発立地自治体といたしましては、その安全対策を始め、住民に対しての適切な行政サービスを担っており、その責任の名の下に様々な対応に迫られており」、「その点を十分に配慮した見直しが行われなければなりません」と質した。これに対し、開出政府参考人は「見直しに当たりましては、原発立地団体を始めとする地方団体の要望も踏まえ、電気供給業が大規模施設を有し、多大な行政サービスを受益していること、地方財政や個々の地方団体の税収に与える影響などを十分に考慮し、発電、小売電気事業全体の二割程度を見直すこととし、大半は収入金額課税を維持することとしており」、「見直しの代替財源として、軽油引取税及び固定資産税の特例を廃止することによりまして相当程度の財源を確保することとし、見直しの影響を各地方団体の財政運営に支障がない範囲にとどめることができたものと考えて」といると答弁した⁽⁴⁹⁾。

(2) 「企業版ふるさと納税」

三浦議員は「肝腎なふるさと納税に積極的な企業とのマッチング、（中略）企業を見付けられない、そういった自治体がたくさんあるというところにおいてはやはり課題が残されているのではないかと」、「もう少し国においてこの点でイニシアチブを取っていただく必要があるのではないかと」質した。これに対し、辻政府参考人は「これまでも内閣府の地方創生SDGsプラットフォームというものの中に企業版ふるさと納税の分科会を設けまして、ここにおきましてマッチング会を開催いたしまして、地方公共団体によるプレゼンテーションでございますとか企業との個別面談の場を設けてきたところで」、「令和2年度においてもマッチング会の回数を増やすなど、従来の取組を更に拡充してまいりたい」と答弁した⁽⁵⁰⁾。

(48) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第9号（令和2年3月27日）」1頁、2頁。

(49) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」18頁。

(50) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」19頁。

一方、伊藤議員は「企業版ふるさと納税」が「立地自治体に企業が払うべき税額を事実上寄附先の自治体に移転させる制度」であると指摘した上で経済的利益の供与の禁止について質した。これに対し、辻政府参考人は禁止の堅持を述べた上で「今回の制度改正と併せまして、本規定に地方公共団体が違反した場合には地方再生計画の認定を取り消すことができる旨を、地方再生基本方針、これは閣議決定しておるものでございますけれども、この基本方針において明確化することとしたい」と答弁した。これを受けて、伊藤議員が「現行の禁止規定は極めて限定的だ」として、経済的利益の供与などについて「常時、恒常的に監視している機関があるのですか」と質したのに対し、辻政府参考人は「一般的には、地方議会あるいは地方公共団体の監査を通じてチェック機能が働くものと考えておる」と答弁した。続いて、伊藤議員が「寄附企業が非公表とする理由」について質したのに対し、辻政府参考人は「寄附をしたことを公表することによって他の地方公共団体からも寄附を求められることを防ぎたい等の理由があるというふうに承知して」いる、「企業名や寄附額の公表を一律に義務付けることは現在のところ考えておらない」と答弁した。これを受けて伊藤議員が地域再生計画に対する地方公共団体の議会によるチェックについて質した。これに対し、辻政府参考人は「地方再生計画そのものを議会にお諮りするかどうかは地方公共団体の御判断でございまして、一律にそういう仕組みになっているわけではございません」と答弁した⁽⁵¹⁾。

また、伊藤議員は「今回の改正では控除額を更に広げるわけで、寄附額の九割も負担軽減となれば、地方自治体と企業との関係を制度を通じて変質させてしまう危険が大きくなる」と質した。これに対し、高市総務大臣は「志ある企業によって地方への寄附や、地方創生の取組への積極的な関与を促して、地方への資金の流れというものを飛躍的に高めるといふ点では、私は意義のある制度だと思っております」と述べた上で「地域再生法の施行規則、内閣府令になりますけれども、寄附を行う法人に対して寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない、地方公共団体にしっかりとくぎを刺しております」と答弁した⁽⁵²⁾。

(51) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和2年3月19日）」14頁。

(52) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和2年3月19日）」15頁。

(3) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない。

(4) 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

山本博司議員（公明党）は「この控除の申告の際に婚姻歴の有無が職場などに知られることがないように、プライバシーに配慮した制度設計に努めていただきたい」と質した。開出政府参考人は「控除の適用を受けるための申告手続きにつきましても、この法律上の区分に従いまして全ての一人親について同一の手续とし、婚姻歴の有無等を申告していただく必要がないよう、プライバシーに配慮した制度設計にしたい」と答弁した。これを受けて、山本議員は「今回の見直しにもかかわらず、多くの一人親家庭は低所得世帯であって、所得控除をしても手元にお金が残らないとの指摘もございます」、「この一人親家庭に対する更なる支援策の強化、これをすべきと思います」と質した。依田泰政府参考人（厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長）は、児童扶養手当における所得制限限度額の引き上げなどの拡充策をあげて「今後とも、新たに策定した子供の貧困対策に関する大綱に基づき、一人親家庭の所得状況や生活実態、経済状況の変化等を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい」と答弁した⁽⁵³⁾。

(5) 森林環境譲与税の見直し

小林正夫議員（立憲・国民、新緑風会・社民）は「現在の譲与基準での森林整備が一層促進されるとする根拠と妥当性」について質した。これに対し、高市総務大臣は「人口三割と設定したのは、まず都市部における木材利用を促進するという一方で、木材の需要を高めて、それが稼げる林業につながるということ、その好循環を狙ったものでございました。そうしなければ林業に携わる方々は増えませんし、また売れない木材ということになると森林整備も促進できないのではないかとということが一番大きな理由でございます」と答弁した⁽⁵⁴⁾。

(53) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」33頁、34頁。

(54) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」7頁。

〔4〕参議院本会議（2020年3月27日）

地方税法等改正法、地方交付税法等改正法および「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」の3法律案は一括して議題とされた。若松謙維総務委員長の報告の後に、地方税法等改正法案および地方交付税法等改正法案について江崎孝議員（立憲・国民、新緑風会・社民）および伊藤議員による反対討論が行われたが、地方税法等改正法案および地方交付税法等改正法案は賛成多数で可決され、法律として成立した⁽⁵⁵⁾。

5. おわりに

2020年度税制改正、とくに2020年度与党税制改正大綱において示された主要な改正について、全国知事会、全国市長会および全国町村会は概ね高い評価を与える⁽⁵⁶⁾。発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しについて、全国知事会は「大半を収入金額課税としつつ、資本金1億円超の法人の課税方式について外形標準課税を維持し、また、相当程度の代替財源を確保することにより、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響に一定の配慮をしたという点において全国知事会の提言を踏まえていただいた」と述べる⁽⁵⁷⁾。また、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応について、全国市長会は「近年、所有者不明土地や空き家が全国的に増加し、都市自治体においても所有者の特定に多大な時間と労力を費やしている中、迅速かつ適正な課税に向けて大きな進展となった」、全国町村会は「職員の少ない町村の現場で苦慮している課題であり、今回固定資産税について、現所有者の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度の拡大を行うものとされたことは、今後の課題抑止に有効」であると評価する⁽⁵⁸⁾。一方、「企業版ふるさと納税」について全国知事会は高く評価するが⁽⁵⁹⁾、全国市長会および全国町村会は言及していない。

(55) 「第201回国会参議院会議録第9号（令和2年3月27日）」8頁、10頁。

(56) 全国知事会「令和2年度与党税制改正大綱について」（2020年12月12日）1頁、全国市長会「令和2年度与党税制改正大綱について」（2020年12月12日）、全国町村会「令和2年度与党税制改正大綱について」（2020年12月12日）。

(57) 全国知事会・前掲注(56)1頁。全国市長会・前掲注(56)、全国町村会・前掲注(56)も参照。

(58) 全国市長会・前掲注(56)、全国町村会・前掲注(56)。

(59) 全国知事会・前掲注(56)1頁。

第201回国会における両院の総務委員会の審査を概観すると、地方税法等改正法に関する議論が例年に比して低調であったという印象は否めない。両院の総務委員会において新型コロナウイルスや5Gに関する質疑応答が多くなされたが、地方税法等改正法の内容に直接関わるものは少なかった。地方税における外形標準課税、所有者不明土地問題と固定資産税との関係、所得控除など、地方税のあり方に関わる重要な問題が国会において十分に議論されなかったことに、疑念を覚えざるをえない。

一方、2020年度与党税制改正大綱は、2021年度税制改正に向けて「年金課税」、「小規模企業等に係る税制のあり方」、「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率」などの検討事項を掲げる⁽⁶⁰⁾。新型コロナウイルスの感染拡大が経済や社会に打撃を与えている現状に鑑みれば、これらの課題について2021年度与党税制改正大綱においてどの程度まで結果が示されるかは未知数である。2020年9月16日に発足した菅義偉内閣の下で、地方税財政制度の設計に変化がみられるかどうかに関心を持っておかなければならない。

(もり としき 大東文化大学法学部教授)

キーワード：電気供給業／収入割／「企業版ふるさと納税」／
ひとり親控除／所有者不明土地等／森林環境譲与税

(60) 2020年度与党税制改正大綱103頁。